二　連携清算機関等がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項若しくは第六十六条の四十二第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四　連携清算機関等の役員のうちに第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

五　連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六　認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（特別清算手続等が開始されたときの手続等）

第百五十六条の二十の十九　連携清算機関等が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行つた対象取引の相手方から金融商品債務引受業として引受け、更改その他の方法により負担した当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を負担した対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する連携清算機関等又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2　破産手続、再生手続又は更生手続において、連携清算機関等が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

（認可の取消し）

第百五十六条の二十の二十　内閣総理大臣は、第百五十六条の二十の十六第一項の認可について、認可金融商品取引清算機関が当該認可を受けた当時既に第百五十六条の二十の十八第二項第六号に該当していたこと又は当該認可に係る連携清算機関等が同項第一号から第五号までのいずれかに該当していたことが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

（変更の認可等）

第百五十六条の二十の二十一　認可金融商品取引清算機関は、第百五十六条の二十の十七第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2　認可金融商品取引清算機関は、第百五十六条の二十の十七第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同条第二項第三号ロ若しくはハに掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　認可金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を廃止したときは、第百五十六条の二十の十六第一項の認可は、その効力を失う。この場合において、当該認可金融商品取引清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（認可金融商品取引清算機関に対する監督上の処分）

第百五十六条の二十の二十二　内閣総理大臣は、認可金融商品取引清算機関又は認可に係る連携清算機関等が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該認可金融商品取引清算機関の第百五十六条の二十の十六第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めてその連携金融商品債務引受業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその連携金融商品債務引受業務の変更若しくは一部の禁止を命ずることができる。

一　認可金融商品取引清算機関が次のいずれかに該当するとき。

イ　第百五十六条の二十の十八第一項各号（第一号を除く。）に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

ロ　認可に付した条件に違反したとき。

ハ　法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分又は当該認可金融商品取引清算機関の業務方法書若しくは連携契約書に違反したとき。

二　認可に係る連携清算機関等が次のいずれかに該当するとき。

イ　第百五十六条の二十の十八第一項第一号から第五号までに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

ロ　第百五十六条の二十の十八第二項第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ　法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分又は当該連携清算機関等の業務方法書若しくは連携契約書に違反したとき。

第百五十六条の二十五第二項第四号中「若しくは第五十四条」を「、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項」に改める。

第百八十八条中「金融商品取引業者等」の下に「、指定親会社」を、「清算参加者」の下に「、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者」を加える。

第百九十条第一項中「第四項まで」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を、「第百五十五条の九」の下に「、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八」を、「第百五十六条の十五」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を加える。

第百九十四条の三中「金融商品取引清算機関」の下に「、外国金融商品取引清算機関」を加え、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二　第五十七条の六第一項又は第五十七条の二十第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三の三　第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消し

第百九十四条の三第十四号の次に次の四号を加える。

十四の二　第百五十六条の二十の十四第一項又は第二項の規定による第百五十六条の二十の二の免許の取消し

十四の三　第百五十六条の二十の十四第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十四の四　第百五十六条の二十の二十又は第百五十六条の二十の二十二の規定による第百五十六条の二十の十六第一項の認可の取消し